

学校法人佐野学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は学校法人佐野学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は事務所を東京都千代田区内神田2丁目13番13号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条に規定する目的を達成するため次の各号に掲げる学校を設置する。

(1) 神田外語大学

大学院 言語科学研究科

外国語学部 英米語学科

アジア言語学科

イペロアメリカ言語学科

国際コミュニケーション学科

(2) 専門学校 神田外語学院

第3章 役員および理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 7人ないし9人

(2) 監事 2人または3人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 特に必要な場合は理事のうち1人を副理事長とし、理事長が理事会に諮り指名することができる。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 神田外語大学の学長

(2) 評議員のうちから理事会において選任した者 2人ないし5人

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人ないし5人

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長または評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事の選任にあたっては、理事のおのおのについて、その配偶者又は親族その他

特別な関係にある者が1人をこえて含まれてはならない。

4 理事には、その選任の際、現にこの法人の役員又は職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ）でない者が含まれるようにしなければならない。

5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際この法人の役員又は職員でなかったときの前項規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

（監事の選任）

第7条 監事は理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事には、その選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事が再任される場合において、当該監事がその最初の選任の際この法人の役員又は職員でなかったときの前項規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

（役員任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員の生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了ののちでもその後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（役員補充）

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第9条の2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に著しく違反したとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了。

（2）辞任。

（3）学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するにいたったとき。

（理事長の職務）

第9条の3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第9条の4 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長の職務の代理等）

第9条の5 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは副理事長、又は理事

会において定められた順序に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第9条の6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第10条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を要求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、各理事に対し、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に附議すべき事項を文書により通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由のある場合に限り、通知に時期及び方法について、これによらないことができる。
- 6 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
- 6の2 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 7 理事会はこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし議決しようとする特定事項については、文書によりあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
- 8 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 理事は自己、配偶者、もしくは3親等以内の親族の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者に直接利害関係のある事件については、その議事及び議決に加わることができない。ただし理事会の同意のあるときは、会議に出席し発言することができる。

(業務の決定の委任)

第11条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に附議しなければならない事

項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第12条 (削除)

第13条 (削除)

第14条 (削除)

(顧問)

第15条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問はこの法人に特別に功労があった者のうちから、理事会が委嘱する。

3 顧問はこの法人の業務について理事長の諮問に答える。

4 顧問は理事会および評議員会に随時出席して意見を述べることができる。

ただし議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第16条 理事会の議長は理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名捺印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第4章 評議員および評議員会

(評議員会)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、20人ないし24人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議の7日前までに 会議開催の場所、日時及び会議に附議すべき事項を文書により通知しなければならない。ただしやむを得ない理由のあるときは通知の時期及び方法についてこれによらないことができる。

6 評議員会に議長をおき、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、議決しようとする特定事項について、文書によりあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

(諮問事項)

第18条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 解散（合併または破産による解散を除く。）
- (7) 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

2 （削除）

（評議員会の意見具申等）

第19条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第20条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任した者 5人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから理事会において選任した者 5人ないし7人
- (3) 学識経験者（職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、評議員会において選任した者 10人ないし12人

2 前項第1号に規定する評議員はこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員の選任にあたっては、評議員の各々についてその配偶者又は親族その他特別な関係にある者が一人をこえて含まれてはならない。

（任期）

第21条 評議員の任期は4年とする。ただし補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は任期満了ののちでも後任の評議員が選任されるまではなおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第21条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(議事録)

第22条 第16条の規定は評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

第5章 資産および会計

(資産)

第23条 この法人の資産は、財産目録に記載するとおりとする。

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については寄附者の指定のある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第25条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただしこの法人の事業の遂行上やむを得ない事由のあるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第26条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、または銀行、郵便局等に信託もしくは預託して、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料（選抜料、選考料）その他の収入をもって支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算)

第29条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(同前)

第30条 予算は第28条に規定する会計ごとに区分して編成するほか、経常事業にかかる経常収支と、臨時事業にかかる臨時収支とはそれぞれに分けて編成するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 予算をもって定めるもののほか新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上、剰余金を生じたときは、その1部または全部を、基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し又は次の会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第33条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第9条の6第3号の監査報告書を各事業所に備え置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な事由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第34条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散および合併

(解散)

第36条 この法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の事由による解散については文部科学大臣の認可を、同項第2号の事由による解散にあたっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

3 第1項第3号に掲げる合併は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決

により選定した学校法人または教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第37条の2 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第39条 この法人は、第33条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿
(法定手続等の励行)

第40条 この法人(設置する学校を含む。)を運営するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請、届その他の手続は事案あるごとにすみやかにこれを行わなければならないものとする。

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第42条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1. この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年3月19日)から施行する。
2. この寄附行為は、平成12年12月21日から施行する。
3. この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月20日)から施行する。
4. この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
5. この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
6. この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
7. この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

8. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年7月12日）から施行する。